

特 記 仕 様 書

特 記 事 項
1. 工程について
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、日曜祝日は施工しないこと。 ・受注者は、契約後速やかに週休二日工事の内容として月単位もしくは完全週休2日のどちらを実施するのか協議するとともに必要工期について受発注者間で確認を行うこと。
2. 安全対策関係について
<ul style="list-style-type: none"> ・契約後、発注者と協議の上、速やかに交通規制に関する予告看板を掲示すること。 ・工事標示板の発注者は「下松市土木課 電話：0833-45-1852」とする。
3. 関係機関との調整
<ul style="list-style-type: none"> ・工事中、既設一灯点滅式信号機の撤去及び三灯式信号機の新設(4基)を予定しているため、必要に応じて、位置出し、工程調整等に協力すること。 ・施工範囲にガス管、上下水管が埋設されている。ガス管については、山口合同ガス担当職員が巡回するため床掘前の連絡、下水道マンホールについては嵩上げが必要なため、床掘後に下水道課に連絡すること。 ・工事中、水道課による水道管敷設工事を予定しているため、水道工事受注者と工程を調整すること。
4. 土木工事書類について
<ul style="list-style-type: none"> ・本工事については、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図ることとする。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとする。なお、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。 ・工事完了時の提出資料については、業務の効率化を図るため、オンライン電子納品システム（MyCityConstruction）を活用すること。なお、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。 ・本工事では、工事現場における写真管理および情報記録の効率化を図るため、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準」に則り、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を活用することとする。
5. その他
<ul style="list-style-type: none"> ・工事に関する協議及び指示は、それぞれ工事打合せ簿をもって行う。なお、打合せ簿による

やり取りを交わしていないものについては変更設計の対象としない。

- ・材料は設計書に明記してある仕様と、同等以上とする。
- ・撤去する構造物は、必ず展開図、計算書を提出すること。
- ・最終変更に必要な出来形数量表等は、契約工期末の14日前までに必ず提出すること。
- ・産業廃棄物の処分単価決定にあたり、単位換算が必要な場合は次のとおりとする。

Con 殻（無筋） 2.35 [t/m³]

As 殻（密粒） 2.35 [t/m³]